

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

熊取原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 渡辺眞樹男

平成30年度保安検査実施方針について

京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 不適合管理の実施及び改善活動の取組状況に係る検査

不適合管理においては、人的要因を抽出する仕組みや有効な是正処置を検討、評価する仕組みが構築されているか、他施設からの情報を取り入れ予防処置を実施しているか確認する。また、事業者自らの改善活動に関する実施状況を確認する。

(2) 品質管理の実施状況に係る検査

マネジメントレビューにおいて、インプットデータから改善すべき事項を旨く抽出し改善する仕組みや、不適合管理、調達管理等において品質管理体制が十分機能していることを確認する。

(3) 保守管理等の実施状況に係る検査

保安上特に管理を必要とする設備に対して、保守計画が作成され、それを実施するための体制(手順書の作成等を含む)が構築され、点検が適切に行われていることを確認する。

(4) 異常事象等発生時の措置

外部事象、異常事象等が発生した場合について、拡大防止策や必要な措置が行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し、教育・訓練が行われていること等を確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

なし

3. 保安検査実施時期

- (1) 第 1 四半期： 6 月上旬頃
- (2) 第 2 四半期： 9 月上旬頃
- (3) 第 3 四半期： 1 2 月上旬頃
- (4) 第 4 四半期： 3 月上旬頃